

議第172号

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例の一部を改正
する条例の制定について

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

平成25年 9月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例の一部を改正
する条例

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例の一部を次のように改
正する。

第7条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び
第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加え
る。

3 第1項の規定にかかわらず、京都府道路交通規則第6条の5第1項第11
号に規定する標章の交付を受けている者又は同号アからオまでに掲げる者
が現に使用中の自動車を駐車させるものについては、駐車場の使用料を徴
収しない。

第9条中「市長は、」の右に「子育ての支援を主たる目的とする団体が子
育ての支援に資する事業を実施するときその他」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

使用料の取扱いの明確化を図る必要があるので提案する。